

第 418 回 例 会

22年6月25日

本日のプログラム

- ・ゴング引渡し式
- 時間 18時30分～
- 場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 2階「ダイニング」

次回(7月2日)のプログラム

- ・ソング 「奉仕の理想」
- ・卓話 小林 知義 会員(例会運営委員長)
「今年度プログラムについて」
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 5階「カーテンルーム」
- ・第1回理事会 13:40～ 4階「桂の間」

7月の例会予定

- ◎ 2日 卓話 小林会員(例会運営委員長)
- ◎ 9日 卓話 吉田会員
- ◎ 16日 夜例会(直前会長・幹事慰労会)
- ◎ 23日 卓話 福島会員
- ◎ 30日 クラブフォーラム(社会奉仕・親睦活動)

先週(6月18日)の例会報告

■会長の時間

昨夜、めったにみないTVでサッカー観戦しました。思わず見入りスポーツのすごさにひきつけられました。ゴルフでもなんでもストレス発散はたいせつです。

昨日、研修に行きました。物騒な世の中です。ぜひお役立て下さい。誰もが犯人?と疑われるような社会を変革していきましょう。

(副会長:河田英子)

「家庭と地域でできる防犯対策」

—犯罪者の特性— 2010.6.17 関西国際大学 桐生正幸

粗暴犯:被害場所は、幼児対象の場合、中高層住宅や一戸建て住宅などが4割を超えるのに対し、小学生対象の場合、道路上が半数を占める。加害者は、小学生対象よりも幼児対象のほうが「女性」が多く、面識のある場合が多い。また、幼児対象では20、30歳台が7割であるのに対し、小学生対象では10歳台が多い。被害者と面識のない粗暴犯の場合、その動機は日常生活上のイライラ解消、うつぶん晴らしであり、衝動的なものとなっている。また移動手段は、徒歩、自転車による移動が多く、犯行現場の近隣に住む者が多い。

性犯罪:発生月が幼児対象の場合、3月と8月が多いが、小学生対象の場合、5月、6月が多い。被害場所は、幼児対象の場合、中高層住宅や一戸建て住宅などが3割を超えるのに対し、小学生対象の場合、同様に中高層住宅や一戸建て住宅などが3割を超えるが、道路上も4分の1を超えている。加害者は、幼児対象では10歳、30歳台が多く、小学生対象では10歳、20歳台が多い。また、双方とも性的欲求が動機となっているが、小学生対象の場合、遊び、好奇心、スリルといった動機が認められている。強姦事件の加害者は、一人暮らしではない若い年齢層が多い。その動機は大人の代償であり、犯罪歴がなく薬物などの問題もない。

略取・誘拐:発生月が幼児対象の場合、10月が多いが、小学生対象の場合、5月が多い。被害場所は、幼児対象の場合、道路上と一戸建て住宅で4割弱であるのに対し、小学生対象の場合、道路上での被害が6割弱である。加害者が男性の時は、幼児対象では男児、女児ともほぼ同じだが、小学生対象では圧倒的に女児が多い。また、幼児対象の場合、面識のある場合が多いが、小学生対象では圧倒的に面識なしが多く、その動機も性的欲求が8割を超える。また、必ずしも子どもが一人の時に狙われているわけではなく、小学生の場合、被害時間として15時から18時が約50%であり、下校後、遊びに出ていった後に狙われるケースも多い。

幼少児誘拐・わいせつ事件:例えば、加害者の乗り物使用の有無とおおよその年齢が分かると、犯人像推定が効率的になるということが明らかとなっている。すなわち、自動車を使用する犯人は「20歳以上で、精神障害者は少なく、妻子持ちが多く、有職者で経済的にも中流である」のに対し、自転車を使用する犯人は「半数が少年」であり、また中年以降の自転車使用者の半数は「精神的な障害を有する者」であった。また、徒歩により犯罪を行う犯人は「全体の半数を占めるが、中年以降の者には、アルコール問題を持つ者が多い」ことも明らかになっている。

【出席報告】	22年6月18日(第417回例会)				
	会員総数	出席免除会員	出席会員	欠席会員	出席率
	29名	1名	19名	9名	66.67%

【幹事報告】

[メールBOXへ配布]

- 1) 第11回理事会報告・第3回準備理事会報告
- 2) 次年度年間プログラム(詳細については7/2の次年度の初例会で例会運営委員長より)

[回覧資料]

- 1) ハイライトよねやま124号
- 2) 3クラブ合同例会開催のお知らせ(大阪阿倍野RC・大阪住之江RC・大阪住吉RC)

ニコニコ箱(6月18日)

秋山 千尋 = 各種協議会、団体の総会ブーム、いつれの会にも出席しても暗い話ばかり。景気の底入れなどまだ遠い話のよう。
ただ頑張らなくちゃ!

東 健三 = いよいよ本格的な Rainy Season に入りました。暫く憂鬱な日々が続きます。暑い夏空が待ち遠しいです。

川上 大雄 = 日曜「郡愛飯店」楽しんで来て下さい。できたら福醤(タオフージャン)調味料買って下さい。よろしくお願ひします。

森本 良嗣 = 昨晚中井さんが寄って来られました。明日の例会どうしても行かなアカン用事が出来てしまいましたが、1時には出席
します。身近な仕事のお話を中心に卓話させていただきますと言って帰られました。

頑張ってください。楽しみにしていました。

小山田光正 = 本日12回目の結婚記念日です。毎年何か記念になる事をしなければいけないのですが何も思いつきません。
困った・・・!

豊島 秀郎 = 雨はうとうしいです。

【SAA報告】	ニコニコ箱	本日計 6000円	今年度合計 3631034円
---------	-------	-----------	----------------

卓話(6月18日)

「成年後見と私」 中井 周治 会員

成年後見制度

平成12年4月1日から新しい成年後見制度が施行されました。司法書士会が平成11年12月22日に社団法人成年後見センター・リーガルサポートを設立し、私もこのリーガルサポートの会員になりました。会員は、研修を受けて、家庭裁判所の後見人名簿や後見監督人名簿に登録されます。

成年後見制度は、法定後見と任意後見に分けられます。

法定後見とは、精神上的の障害(知的障害・精神障害・認知症など)により判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立て後見人等を選任してもらう制度です。判断能力により「後見」「保佐」「補助」の三つに分類されます。

後見: 判断能力が欠けている場合で、後見人がすべての契約を代理します。また、選挙権や印鑑登録が出来なくなります。

保佐: 判断能力が著しく不十分な場合で、保佐人が、民法13条1項(元本の領収や利用、借財や保証、不動産等の重要な財産に関する権利の得喪、訴訟、贈与、和解や仲裁合意、相続の承認や放棄、遺産分割協議、贈与の拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与や負担付遺贈の承認、新築・改築・増築・大修繕、短期賃貸借の期間を超える賃貸借〔山林10年、土地5年、建物3年、動産6か月〕)の行為の取消権を持ち、裁判所が認めた行為の代理権を持ちます。

補助: 判断能力が不十分な場合で、補助人が民法13条1項の一部の行為の取消権を持ちます。

又、任意後見は、高齢者等の方が、現在の判断能力に問題なくても、将来、判断能力がおとろえた場合に備えての契約で、その方を援助する代理人である「後見人」等を付ける制度です。この契約は、公正証書で作成され、自分の信頼できる人を選任できます。

任意後見契約は、同時に遺言作成や事後事務契約や任意財産管理契約を締結することが多いです。

私が、今までに後見人に選任されてのは、10名ですが、いまは、4名亡くなり、6名になっています。

最初に後見人に選任されたのは、平成15年11月28日で、大正11年生まれのおばあちゃんのAさんでした。

平成14年の後見人名簿に登録されてから1年後に大阪家庭裁判所から呼び出しがあり、申立書を見て受任するかどうか決めてくださいと言われました。私が、申立内容を見ると、収入は、年金が19万円ほどあり、支出が17万円ぐらいで、やりくりできそうですが、財産が現金100万円弱しかなく、何かあったらすぐなくなるし、報酬ももらえるかどうかわからないなと想い、躊躇していると、書

記官が、中井先生が断るともう受けてくれる人はいないんですよ。と私にプレッシャーをかけてきました。本人が入院している病院が、三田市にあり、報酬が出るかどうかわからない案件で、毎月、時間をかけて三田まで行く人がいないんですよ。でも、中井先生は住所が三田市なので、近いですよ。といわれました。しかも、後見人名簿登載者で三田市に住んでるのは私だけのようでした。その病院は、三田市と言っても、私の家から車で25分かかかる山の中で、三田駅からは、2時間に1本のバスに乗らないといけない場所でした。

自分でも、私しか受任できないのが良くわかったのと、成年後見人になったことがなかったので、勉強だと思って、受任しました。Aさんの後見人の選任から2週間で確定し、Aさんの財産を管理していた社会福祉協議会に行き財産の入った預金通帳や家の鍵、年金手帳等の書類を引き継ぎました。そして、財産目録を作成して、家庭裁判所に提出しました。大阪の社協の担当者は、三田の病院まで行くのが大変だったようで、ホッとしていました。

私は、Aさんに会いに行くのは、いつも家の車で行きました。初めて会ったときは、担当医師に健康状態や精神状態を聞き、Aさんは、話しかけても一切何もしゃべりませんでした。

Aさんは、昭和50年に旦那さんが亡くなり、一人暮らしを10年したころから妄想癖が出て、平成5年から病院に入ったままでした。大阪の病院を転々として、1年ぐらい前に三田の病院に移転したそうです。しかし、後見の申立がされたのは、財産の管理をしていた社会協議会が三田の病院まで行くのがいやになったのと、病院で入院を継続するに当たり、契約の締結や更新の出来る後見人を付けて欲しいといわれたのと両方でしょう。

Aさんの自宅は、エレベーターのない市営住宅の4階で、帰ることは不可能でした。経費節減のために住宅の解約を裁判所に許可申請していると、市役所の方から、解体するので、立ち退いて欲しいといわれ、立ち退き料をもらう交渉がまとまりました。

そして、家財道具の処理を、すべて業者に依頼すると高いので、うちの社員とアルバイトに家財道具を1階まで下ろさせて、後は、業者に処分させました。

中には、仏壇や、10年以上明けていない冷蔵庫、カビの生えた洗濯機や、臭くなった押入れの布団等の家財道具が出てきました。また、押入れの奥から新聞紙に包まれたものが出てきて、それを開けると、聖徳太子が80人も出てきて、本当に驚きました。これで、Aさんの財産は倍以上に膨れ上がりました。もし、業者に任していたら、そのまま捨てていたか、ネコババされていたかも知れません。

後見人の報酬は、1年か2年に一度だけ裁判所に申し立てて報酬を決定してもらい、被後見人の口座からもらいます。

Aさんが、一回だけ声を発したことがありました。Aさんと会って5ヶ月後ぐらいのときに、私が香水を付けていたのですが、それで面会に行ったときに、初めて言った言葉が、「臭っ！」でした。そのときは、うちの妻も社会見学のために同伴していたのですが、すごく受けてむちゃくちゃ笑いながら、「あんたも可哀想な人やな、一生懸命やって、最初の言葉が「くさ！」やて、ハハハハハ……」と喋っていました。

Aさんは、私が後見人に就任してから、2年3ヶ月で亡くなりました。

夜中の1時ごろ病院から電話があり、「Aさんが亡くなったので、安置室が1体分しかないので、朝6時までに遺体を回収に来て欲しい。」と言われました。私は、病院って冷たいとこだと思いながら、葬儀屋に電話してすぐに迎えに行ってもらいました。親族は3人いましたが、仕事があるし、Aさんに会ったことがないし、財産は一切入らないと言って来られません。結局、2日目に私とお坊さんだけで葬儀を行い、その日のうちに斎所で焼いて、お骨を拾い、四天王寺に納骨しました。大阪へ向かう電車の中で骨壺がすごく熱かったのが自分の手の記憶として残っています。

最終的に、相続人3人のうち一人が100万円、2人が50万円の相続財産が残りましたが、どうします？と聞くと、3人とも取りに来られました。でも、帰りにAさんの菩提寺へお参りに行って、お礼もしてきますといいいながら帰られました。

大阪ユニバーサルシティRC URL: <http://www.osaka-ucrc.org/> E-mail: ucrc@osaka-ucrc.org 創立: 2001年3月27日

事務局 〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-68 リーガロイヤルホテル401号室 TEL: 070-5020-6459

会長: 斎藤清貴 幹事: 三宅一郎 会報担当: 大橋高志 例会: 毎週 月曜日 12:30~13:30 リーガロイヤルホテル

4つのテスト / 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか